

## 三重県度会町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

地方分権の推進と住民意識の高まりに伴い、世間の議会に対する視線は厳しく、地方議会の果たすべき役割と責任は日々大きくなっている。

度会町議会では、度会郡4町議会議員で議員間の資質向上、強化に努めている。例年、合同で有識者を講師として招き、多岐にわたるテーマで研修を受け、普段とは違う視点からの知識・情報を習得できる機会を得ている。

正副議長は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、本町を含めた3市3町で研修会の場を持ち、広域的なテーマで勉強会を行っている。また、3市3町の意見を集約し、県などへ要望活動を行っている。

定例会は年に4回招集され、1定例会の会期日数は12日程度となっている。

なお、定例会前には、議会運営委員会を開き上程議案の内容を聞き、会期日程等を協議する。その後議会広報特別委員会を開催し、定例会の放送日、定例会終了後発行される議会だよりの打合せを行う。

開会日に議案が上程され提案説明がなされる。議員は説明を十分に聞いて、議案精読に入る。その後、人事案件を除くすべての議案は、委員会付託される。一般会計については、予算決算常任委員会（議長を除く全議員）で審議される。特別会計予算、条例改正などは、総務住民常任委員会、産業教育常任委員会で審議される。そして委員会審議を経て、閉会日に委員長報告、採決が行われる。

一般質問については、定例会初日までに質問事項を提出し、最終日に回答をもらう。質問時間は、1議員30分以内と申し合わせてある。回答時間は含まれない。

毎年、議員全員により視察研修を行っており、議会改革だけではなく様々な分野の先進地を視察することにより議員の見識を深め、町の政策作りに寄与している。

議会改革特別委員会（議長を除く全議員）を組織し、不定期的ではあるが、議員の質向上、定数改正、報酬改正を協議している。

今後も議会は住民の負託を受けた代表として、住民ニーズの多様化に柔軟に対応し、住民のためのより良い地方自治の実現のため、町行政と協力し町の発展のために尽力していく所存である。

## (事績2) 住民に開かれた議会

議会の役割と責任が増大することに伴い、広く開かれた議会であることが求められる。議会で議論された内容を住民に理解してもらい、町政に関心を持ってもらう。また住民からはより広く声を吸い上げ、議会はそれを提言していくことがよりよいまちづくりにつながる。そのためには議会の方から積極的に情報発信をし、対話をしていく必要がある。それが住民の負託を受けた議会の責務でもある。

議会町議会でも以下のような取組みを行っている。

### ・ 議会をより知ってもらう取組み

#### (1) 定例会開催まで

町広報誌、ホームページ、町行政チャンネルなどを通じ定例会日程を周知している。

議会広報特別委員会で、定例会放送日、放送回数などを協議している。

#### (2) 定例会中

一般質問をホームページに掲載し住民に周知している。(回答は、定例会最終日)

議会傍聴については、制限を設けず幅広く傍聴者を募っている。

昨年(令和元年)町内在学高校生(3年生)を対象に議会、選挙などに興味を持ってもらうため議会傍聴を行った。

#### (3) 定例会終了後

ケーブルテレビで定例会の内容を放送している。

年4回議会だより(議会広報)を発行している。議会広報特別委員会委員が中心となり、審議、採決した議案内容、議員視点での一般質問の回答内容、テーマを決めた議員視察研修の顛末などを紙面に掲載し各世帯に配布している。

定例会終了後、速やかに議事録を作成し、町ホームページに掲載している。